

基準日届出の手続きFAQ[よくある質問]

Q1	保険証券(保険付保証明書)の発行申請を忘れていました。どうすればよいですか？
A1	至急、保険証券発行申請の手続きを行ってください。
Q2	保険契約締結証明書、明細(引渡物件の一覧表)は、いつ届きますか？
A2	JIOに届出いただいているご住所に郵便にて、基準日から7営業日以内に発送します。 また、基準日(3/31・9/30)までの引渡物件の保険証券発行申請の申込み書類に不足や不備があった事業者様には不足・不備の解消後に保険契約締結証明書、明細(引渡物件の一覧表)を発送します。 ※不備の状況はJIO Web システムより確認できます。
Q3	保険契約締結証明書、明細(引渡物件の一覧表)が2種類送られてきたが、まとめて届出できますか？
A3	建設業許可と宅地建物取引業者免許の両方を持っている事業者様は、行政庁への届出先が建設業者と宅地建物取引業者でそれぞれ異なります。まとめて届出することはできませんので、それぞれの許可・免許を受けた行政庁にそれぞれの届出手続きをしてください。
Q4	JIOに支店登録していますが、支店にも保険契約締結証明書、明細(引渡物件の一覧表)は届きますか？
A4	支店(営業所など)には、発送しておりません。事業者様の本社としてJIOに届出された住所に一括してお送りしております。
Q5	記載されている物件が足りない(多い)ようですが・・・？
A5	今回の届出の対象物件であるかどうかをご確認ください。 ①引渡し日が、今回の基準日の対象期間の物件ですか？ (基準日:3/31→対象期間:10/1(前年)～3/31、基準日:9/30→対象期間4/1～9/30) ②住宅瑕疵担保責任保険(1号)ですか？ ※引渡した相手が宅建業者の場合などは2号保険となりますので届出の対象外です。 保険契約締結証明書、明細(引渡物件の一覧表)には掲載されません。 ③保険証券発行申請の忘れや、不備・不足で保留になっている物件はありませんか？ ※基準日(3/31・9/30)までの引渡し物件の保険証券の発行申請に、申込み書類の不足・不備がある事業者様には、不足・不備の解消後に保険契約締結証明書、明細(引渡物件の一覧表)を発送します。 保険証券発行申請の不足・不備の状況は、JIO Web システムより確認できます。 ①～③に該当しない場合は、JIO支店または保険取次店にお問い合わせください。
Q6	JIOから送られてきた保険契約締結証明書や明細(引渡物件の一覧表)を訂正してもよいですか？
A6	戸数と保険証券番号の変更以外は、事業者様がご自身で修正することが可能です。その場合は「2重線+訂正印」により修正して、届出手続きに使用できます。 戸数の訂正が必要な場合は、JIO支店または保険取次店にお問い合わせください。
Q7	届出書はどうすれば入手できますか？
A7	国土交通省ホームページまたは、JIOホームページよりダウンロードできます。 (建設業者は第1号様式、宅建業者は第7号様式になります。)
Q8	基準日の対象期間内(基準日前の6ヶ月間)に引渡し物件はありませんが、届出は必要ですか？
A8	平成21年(2009年)10月1日以降に新築住宅の引渡実績がある場合には、今回の基準日の対象期間内の引渡実績が0件であっても、0件である旨の届出手続きが必要です。
Q9	届出書類はどこに届出すればよいですか？
A9	許可・免許を受けた行政庁が届出先です。行政庁により届出方法が異なりますのでご注意ください。 ・都道府県知事の許可、免許を受けている業者:都道府県の担当部署 ・国土交通大臣の許可、免許を受けている業者:地方整備局の担当部署 (行政庁別の届出先・届出方法や必要部数等は、JIOホームページ(リンク)で確認できます。)
Q10	届出手続きを行わないとどうなりますか？
A10	住宅瑕疵担保履行法では、基準日(3/31・9/30)の翌日から50日を経過した日から新たに請負契約や売買契約をすることができなくなります。これに違反して契約をすると、1年以下の懲役か100万円以下の罰金またはその両方に処されます。また、届出を行わない場合や虚偽の届出を行った場合は50万円以下の罰金が科されます。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 日本住宅保証検査機構